

神戸市精神入院医療費助成要綱

(趣旨)

第1条 通院中の精神疾患を有する者が、急性増悪時に早期の入院加療を行うことで、早期に回復し、地域生活への移行を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 入院医療費の助成を受けることができる者は、次の第1号から第5号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入院日において本市内に住民登録がある者。ただし、本助成金振込日までに死亡した者を除く。
- (2) 精神科病院及び一般病院の併設精神科病棟（以下「病院」という。）に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき入院した者（以下「入院患者」という。）。ただし、次のアまたはイに該当する者を除く。
 - ア. 同法第29条第1項の規定により措置入院した者及び当該入院にかかる医療費について生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条による医療扶助を受けた者
 - イ. 退院日が同一の年度に属する、当該入院とは異なる入院について、既に本助成を受けた者
- (3) 同一病棟に、連続して90日以内の入院をした者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）の規定により、本市において自立支援医療（精神通院医療）の支給決定を受けている者であって、その支給期間が前号の入院期間を含む者。ただし、次のアまたはイに該当する場合は、この限りでない。
 - ア. 本市内の特定施設（総合支援法第19条第3項に規定する特定施設をいう。）に入所等している者であって、入所等する前に住所を有していた市町村において自立支援医療の支給決定（居住地特例）を受けている者
 - イ. 退院日において本市の自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を申請中の者、もしくは退院日の翌日から起算して1ヶ月以内に申請を行った者であって、支給決定を受けた者
- (5) 次のアからエの条例により当該入院にかかる医療費の助成を受けることができない者（以下「福祉医療費受給者」という。）
 - ア. 神戸市こども医療費助成に関する条例
 - イ. 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（精神障害者保健福祉手帳1級が交付されている者が受給する神戸市重度障害者医療費助成を除く）
 - ウ. 神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例
 - エ. 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例

(助成額)

第3条 助成額は、次の表に掲げる入院期間並びに入院日時点の年齢に応じた助成上限額と、入院にかかる医療費の自己負担額のいずれか低い方の金額とする。

(上限額:円)

入院期間	69歳以下	70歳以上
1日から30日	11,800	5,000
31日から60日	23,600	10,000
61日から90日	35,400	15,000

(申請者)

第4条 申請を行うことができる者は、入院患者本人又は入院患者が申請時において未成年の場合は保護者に限る。

ただし、入院患者の成年後見人等に該当するものは、入院患者の受益権を代行する権利を有する証明をもって申請を行うことができる者として認める。

本条の規定にかかわらず、申請者は入院患者が死亡した日以降に申請を行うことができない。

(助成申請)

第5条 助成を希望する者は、神戸市精神入院医療費助成金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 入院医療費の領収書の原本
- (2) 申請者の振込先口座の分かる書類
- (3) 居住地特例対象者及び退院後市外で自立支援医療（精神通院医療）の支給決定を受ける者については、自立支援医療（精神通院医療）受給者証（写し）
- (4) 受領委任する場合は委任状
- (5) 申請者が成年後見人等の場合は、登記事項証明書（写し）

(申請期間)

第6条 申請できる期間は、退院日の翌日から起算して1年以内とする。

(助成額の決定及び支給)

第7条 市長は第5条の神戸市精神入院医療費助成金支給申請書兼請求書の提出を受けたときはその内容を審査し、助成額の決定を行い、申請者へ支給決定通知書（様式第2号）を送付するとともに指定口座へ振込を行う。ただし、審査の結果、不支給となる場合は、理由を付した不承認通知書（様式第3号）を申請者へ送付する。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、故意又は過失によりこの要綱による助成を不当に利得した者に対し、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(過不足)

第9条 市長は、助成金に過不足払いが生じたときは、神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）の定める手続きに従い、速やかに処理しなければならない。

(個人情報)

第10条 市長は、申請者が申請にあたり提出する住民記録情報や自立支援医療（精神通院医療）の情報について、必要に応じて、申請者の同意に基づき調査することができる。

(台帳等保存年限)

第11条 市長は、支給決定に係る書類を5年間保存するものとする。

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。